

平成29年12月 5日 開会

平成29年12月15日 閉会

# 平成29年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

12月5日（火）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第46号について（提案説明・採決）	4
議第47号について（提案説明・委員会付託）	5
議第48号について（提案説明・委員会付託）	6
議第49号について（提案説明・委員会付託）	8
議第50号について（提案説明・委員会付託）	9
議第51号について（提案説明・委員会付託）	11
議第52号について（提案説明・委員会付託）	12
議第53号について（提案説明・委員会付託）	13
議第54号について（提案説明・委員会付託）	18
散会	20
会議録署名議員	21
12月15日（金）	
議事日程	23
議長及び出席議員	23
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	23
職務のために出席した者	24
開議	25
会議録署名者決定	25

一般質問	25
7番 岩田讓治議員	25
1番 西松幸子議員	30
2番 碓井昭夫議員	35
5番 小川文雄議員	37
委員会報告	42
議会改革特別委員会	42
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	43
民生文教常任委員会	44
総務産建常任委員会	45
議第47号について（質疑・討論・採決）	46
議第48号について（質疑・討論・採決）	46
議第49号について（質疑・討論・採決）	46
議第50号について（質疑・討論・採決）	47
議第51号について（質疑・討論・採決）	47
議第52号について（質疑・討論・採決）	47
議第53号について（質疑・討論・採決）	48
議第54号について（質疑・討論・採決）	48
議第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）	48
閉会	50
会議録署名議員	51

平成29年12月5日（第1日）

議 事 日 程 (平成29年12月 5 日第 1 日)

- 日程第 1 会議録署名者決定
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第 4 議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第 5 議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について
- 日程第 7 議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 日程第 8 議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第11 議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員 (10名)

1 番	西 松 幸 子	2 番	碓 井 昭 夫	3 番	西 松 巖
4 番	安 井 忠	5 番	小 川 文 雄	6 番	大 平 文 雄
7 番	岩 田 讓 治	8 番	古 澤 榮 一	9 番	山 中 美 恵 子
10 番	渡 邊 明 博				

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第 1 項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	建 設 調 整 監	橋 本 典 和

総務課長	坂	優	企画調整課長	大	平	共	美	
会計管理者兼 税務課長	堀	芳	弘	住民環境課長	吉	村	等	
福祉調整監	堀	隆	志	福祉課長	坂	和	由	
建設課長兼 SIC建設推進室長	岡	田	立	産業振興課長	西	松	博	美
生涯学習課長	安	井	孝	行	学校教育課長	河	合	一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山	田	靖	書	記	定	益	直	子
書	記	馬	渕	佑	司				

(開会時間 午前10時00分)

議 長 おはようございます。

いよいよ師走に入りまして、世間では非常に騒々しくなっております。きょうからちょっと北風が冷たくなってきております。皆さんも年末に向けて体調に御留意していただきまして、この繁忙の1カ月を過ごしていただきたいと思っております。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をさせていただきます。

本日の会議録署名者は、3番 西松巖君、4番 安井忠君を指名いたします。

---

議 長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの11日間にすることに決定しました。

---

議 長 町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

また日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

昨年は安八町にとって町の歴史に残る念願の夢のかけ橋であります安八スマ

ートインターチェンジの跨道橋架設工事が5月16日の夜間に行われました。この架設工事以降、町内の小・中学生全員が安八スマートインターチェンジの土台を支えるための大型の発泡スチロールブロックの建設資材に自分たちの将来の夢や希望の寄せ書きをし、将来、安八スマートインターチェンジを利用する際に、自分たちの夢や希望がこの巨大な構造物を支えていることを思い出してもらうことを目的に実施したものであります。

12月に入り、間もなく京都の清水寺では、漢字の日に合わせ、ことしの日本の世相をあらわす漢字一文字が発表されます。この漢字の日とは、平成7年の1995年に日本漢字能力検定協会、通称漢検が、いい字、一字、1212の語呂合わせにちなんで制定されたものであります。毎年、12月12日に発表されます。

私にとって安八町のことしの漢字一文字は、先ほどのスマートインターチェンジの架設工事が行われたということで、「架」であります。現在は、来年3月の供用開始に向けて工事が進められていますが、安八町の来年の漢字は「礎」となるように、スマートインターチェンジを核としたまちづくりを進めていきますので、今後とも議員各位、町民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日御提案させていただきました主な案件ですが、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦に関する人事案件を初め、条例改正並びに平成29年度補正予算など9議案でございます。個々の案件につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議 長 日程第3、議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第46号につきまして議案を朗読、そして説明をさせていただきます。



きます。

議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町町長。

記といたしまして、住所、安八町牧1817番地。氏名、金森登美子。生年月日、昭和26年12月23日生まれ。

人権擁護委員、現在お願いしております渡邊登喜子さんが、平成29年12月31日をもって任期満了となるため、後任に金森登美子さんを推薦したくお願いするものであります。

金森さんは、昭和49年に大学を卒業後、小・中学校教諭を歴任され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えます。

金森さんの推薦につきまして、よろしく願いをいたします。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は適任者と認めることに決定いたしました。

---

議 長 日程第4、議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第47号を朗読説明させていただきます。

議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、コミュニティバスを2台体制として住民の利便性を図り、また、交通安全対策の一環として運転免許証自主返納者が運転経歴証明書を提示された場合、利用料を無料にするものであります。

1枚はねていただきまして、改正条文です。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例。

安八町コミュニティバス設置条例（平成15年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

第4条は、車両台数を規定する条文でございます。現行条例ではバスは「1台」と規定しておりますのを、「2台以内」と改めるものでございます。

第5条第1項につきましては、利用料を定める条文で、利用料を無料とする対象に「自動車運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を提示した者」を追加するものでございます。

議案資料の1ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読のほうをよろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第47号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は会期内の民生文教常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議長 日程第5、議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第48号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。議会の議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成29年12月支給分につきまして、支給割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成30年分について、引き上げます100分の10を、6月、12月それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。

これによりまして、年間の支給率は4.4月となるものでございます。

本文、9ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成29年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第48号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していくことに決定しました。

---

議 長 日程第6、議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題にします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第49号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の4ページをお開き願います。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係でございます。いずれも右列が改正後となります。

常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成29年分の12月支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分を引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成30年分につきましては、引き上げます100分の10を6月、12月それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。

これにより年間の支給率は4.4月となるものでございます。

本文に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成29年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第49号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は会期内の総務産建常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議長 日程第7、議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第50号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて安八町職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の給与に関する条例（昭和32年安八町条例第9号）の一部を次のとおり改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお開き願います。

安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしまして、改定率が約0.2%の給料表の改定、そしてボーナスの0.1月分の引き上げが行われました。

お聞きいただいております5ページの第9条の2におきましては、初任給調整手当の改定を行うものでございます。第1号の職員は41万4,300円に、第2号の職員は5万700円とするものでございます。

次に、期末勤勉手当の引き上げを行います。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

0.1月分の引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

18条の6第2項第1号におきまして、一般職員について、12月支給分について0.1月分となる100分の10を引き上げ、一般職は100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）とするものでございます。

第2号では、再任用職員について定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

給料表の改定でございます。

1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定しております。

この後13ページまで、左ページが改正前、右ページが改正後の給料表となります。

本文22ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日としましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第50号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の総務産建常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議 長 日程第8、議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 では、議第51号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、第7次地方分権一括法の成立による公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、改正条例でございます。

説明は議案資料をもってさせていただきますので、議案資料の15ページをお願いいたします。

条例改正新旧対照表でございまして、左が改正前、右が改正後でございます。

上位法であります公営住宅法施行令と施行規則が一部改正により、条項の削除と新設が行われたため、条ずれが発生しております。

当町の町営住宅管理条例の第12条、第14条の第2項、第38条、第39条中で、上位法該当条の引用をしておりますので、その条ずれを解消するため改正するものでございます。

25ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第9、議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について  
を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更する。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称の変更等について所要の規定の整備を行う協議に当たり、地方自治法第290条の規定に基づき本町議会の議決を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約。

以下は改正本文でございます。

お開きいただいております29ページから39ページの第1条から第48条までの改正につきましては、本件規約変更の内容のうち、過去にさかのぼって適用を求める部分でございます。これは過去に本町において議決済みの内容でございますが、これを改めて議決し、総務大臣の許可を求めるため必要な事務手続でございます。

39ページ最下段をお願いいたします。

第49条では、可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解散したことに伴い、同日をもって組合から脱退させるものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

第50条では、第5条で組合の議会の組織を定め、組合議員の定数や各区分におけます人数、選任方法を現在の組合を構成する団体数で定めるものでございます。

第8条から第15条につきましては、地方自治法に倣うなどし、文言の整理を行うものでございます。



続きまして41ページ別表でございますが、本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって組合から脱退するものでございます。現在の組合を構成する団体となります。

附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表に示されたように、表の左欄に掲げる規定中、中欄の改正規定は、それぞれ当該右の欄に定める日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第10、議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,984万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,783万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

49ページは歳入、50、51ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額62億1,799万4,000円に1億1,984万2,000円を増額し、63億3,783万6,000円とするものでございます。

2枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

下段の補正後、一般単独事業債につきましては、570万を増額し2,010万円、地方道路整備事業債を720万円増額し4,040万円とするものでございます。したがって、地方債の合計といたしまして6億4,840万円とするものでございます。

53ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、54ページをお願いいたします。

54ページ最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額5,986万2,000円につきましては、本補正によります財源調整のため、基金から繰入額を増額するものでございます。

55ページ上段、款、諸収入、項、雑入、目、雑入、補正額130万円につきは、公共用地賃借料を戻し入れに伴いますものでございます。

1枚はねていただきまして、56ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

歳出のうち議会費の節区分1報酬及び総務費以降の節区分2の給料、3、職員手当、4、共済費の人件費関係につきましては、本会議に上程しております安八町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして増額等及び減額をお願いするものでございます。説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

中段、款、総務費、項、総務管理費、目、下段の情報管理費、補正額41万8,000円につきましては、節区分、委託料の業務委託費といたしまして、社会保障・税番号システムにおけますマイナンバー情報の連携といたしまして国民健康保険、児童手当、子ども・子育て支援のシステム改修を行うもので

ございます。国庫支出金の社会保障・税番号制度システム改修補助金を27万8,000円全額充てて行うものでございます。

2枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

最下段でございます。

款、消防費、項、消防費、目の非常備消防費、補正額179万3,000円、節区分、備品購入費の179万3,000円につきましては、消防団第3分団2部の小型動力ポンプが故障をいたしました。当ポンプは、購入後28年経過しております、修理が困難でございます。今回、新たに更新するものでございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

目、災害対策費、補正額60万円につきましては、節区分、備品購入費でございますが、国の委託事業といたしまして採択されたものでございます。結小学校で、PTA、消防団、女性防火クラブ、消防署が連携いたしまして防災訓練を実施するものでございます。その際に必要となります防災備品、AEDや仮設トイレなどを購入するものでございます。こちらの財源といたしましては、国庫支出金の自主防災組織等促進支援事業委託金を活用してまいるのでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 56ページに戻っていただきますが、よろしくをお願いいたします。

56ページの中段の表でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額168万8,000円のうち、コミュニティバス運行経費に係る18万4,000円の補正について御説明申し上げます。

節区分、使用料及び賃借料18万4,000円、コミュニティバス更新に係る車両のリース料の計上でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、57ページの下段の表をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額1,080万円でございます。節区分の扶助費、重度心身障害者の方の入院及び通院件数の増加により不足した分を補うものでございます。特定財源の県支出金540万円は、福祉医療費助成事業補助金で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額4,054万円でございます。

節区分の委託料54万円は、障害者支援システムの改修経費を計上し、特定財源の国庫支出金のうち27万円、こちらについては障害者総合支援事業費補助金で、補助率2分の1でございます。

同じく節区分の扶助費4,000万円につきましては、身体障害者の方に係る給付費用について、利用者数及び利用日数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源のうち国庫支出金2,000万円の内訳として3つ、障害者自立支援給付費負担金691万5,000円、そして障害児施設措置費負担金1,119万円、そして障害者医療費国庫負担金189万5,000円で、3つともいずれも補助率は2分の1でございます。また、県支出金1,000万円につきましては、障害者自立支援給付費負担金で、補助率は4分の1でございます。

続いて1枚はねていただきまして、58ページをお願いいたします。

目、介護保険費、補正額114万6,000円でございます。節区分の負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、介護保険システム改修経費として、安八郡広域連合へ負担するものでございます。特定財源の国庫支出金76万4,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、補助率は3分の2でございます。

続きまして、目、後期高齢者医療費、補正額15万4,000円、節区分の繰出金につきましては、平成29年度保険基盤安定負担金の額の確定に伴う不足分を補うため、特別会計へ繰り出すものでございます。特定財源の県支出金11万5,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で、負担率は4分の3でございます。

続きまして中段、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額14万6,000円でございます。節区分の委託料は、子ども・子育て支援システムの改修経費を計上し、特定財源の国庫支出金14万6,000円はシステム改修費補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

続いて、目、児童措置費、補正額3万5,000円でございます。こちらは、児童手当経費でございます。節区分の償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度精算により生じた返還金を支出するものでございます。特定財減はございません。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 それでは、歳出で説明をさせていただきます。

59ページの中段をお願いいたします。

項の農業費から説明いたします。

目の農業振興費、補正額は、事業の水田農業構造改革対策事業、補正増額12万8,000円、事業の農業振興推進対策事業、補正額21万7,000円、事業の営農組織支援推進事業、補正増額315万4,000円、計349万9,000円です。特定財源は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金246万2,000円、経営所得安定対策事務費補助金12万8,000円、清流を守る環境保全型農業総合支援事業補助金21万7,000円、農業経営力向上支援事業補助金20万円です。計で300万7,000円でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、補助金は経営所得安定対策事務費補助金12万8,000円の増、対象事業の増によるものです。清流を守る環境保全型農業総合支援事業補助金21万7,000円、GAP導入の新規事業によるものでございます。補助する組織は、むすぶ農園でございます。

元気な農業産地構造改革支援事業補助金295万4,000円の増、機械導入補助対象事業の増によるものです。補助する組織は、クリーンファーム・まきででございます。

農業経営力向上支援事業補助金20万円です。営農設立の新規事業によるものでございます。補助する組織は、仮称の杵ノ戸の集落営農でございます。

議長 建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 引き続き議案書59ページの中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額1,300万円でございます。財源内訳は、特定財源、県支出金520万円、こちらは県単事業補助金でございます。地方債570万円、土木債でございます。残り一般財源となります。全て工事請負費で、緊急修繕が必要となりました樋門改修工事3基を県単事業として採択を受けましたので、その工事費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、60ページのほうをお願いいたします。

中段でございますが、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額3,500万円でございます。財源内訳は、特定財源、地方債720万円、土木債でございます。と残り一般財源でございます。主なものとしたし

まして、節区分15の工事請負費800万円でございますが、中工専区域内におきまして新規企業進出がありまして、道路の舗装工事が必要となるため補正をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、59ページ最下段をお願いいたします。

款項、商工費、目、商工業振興費、補正額960万円。節区分19負担金、補助及び交付金につきましては、企業立地促進事業としまして工場等設置奨励金交付金でございます。奨励金の額が確定をしましたので、補正をお願いするものでございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第5号）につきまして、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第53号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第54号の朗読説明をさせていただきます。

議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,034万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出になります。いずれも補正前の額1億6,019万3,000円。補正額15万4,000円。計としまして、補正後1億6,034万7,000円でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページでございます。

64ページが歳入の内訳で、歳入としまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、保険基盤安定繰入金、補正額15万4,000円。保険基盤安定の繰入金として一般会計から繰り入れます。

下のページ、65ページでございます。

歳出内訳でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額15万4,000円、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金15万4,000円でございます。基盤安定負担金として一般会計から繰り入れ、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第54号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定します。

お諮りします。

各委員会の審査のため、12月6日から12月14日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月14日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、12月15日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりく

ださい。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、11時10分から議会改革特別委員会を開催しますので、よろしく  
お願いいたします。御苦勞さんでございました。

(散会時間 午前10時55分)



上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月5日

議 長            大 平 文 雄

議 員            西 松        巖

議 員            安 井        忠



平成29年12月15日（第2日）

議 事 日 程 (平成29年12月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第5 議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について
- 日程第6 議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について
- 日程第7 議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 日程第8 議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第12 議第55号 道路改良工事の請負契約について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長	渡 邊 均	建 設 調 整 監	橋 本 典 和
総 務 課 長	坂 優	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	堀 芳 弘	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福 祉 調 整 監	堀 隆 志	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長 兼 S I C 建 設 推 進 室 長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生 涯 学 習 課 長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	土 岐 寿 徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

急に寒くなりました。ここ二、三日と比べますと、きょうはちょっと過ごしやすい天気じゃないかと思います。

ことし最後の定例議会ということで、引き続き緊張感を持ってお互いにやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 小川文雄君、7番 岩田讓治君に指名いたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、7番 岩田讓治君。

7番 どうも皆さん、おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、シルバー人材センターの件につきまして質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

人生100歳時代、世界第2位の長寿大国・日本、求人倍率1.81倍の岐阜県、団塊世代が75歳以上になる2025年には、75歳以上の人口が全人口の18%など、日本は超高齢化と労働人口減と深刻な時代に直面しようとしております。一方、高齢者の就労意欲調査によりますと、75歳までぐらい働きたいという人が67%、働けるうちはいつまでも働きたいという人が約30%と高齢者の高い就労意欲があることがわかります。

そこで今、シルバー人材センターがクローズアップされております。

シルバー人材センターは、60歳以上で働く意欲のある人たちに、働く場を提供する団体で、法律に基づいて市町村ごとに設立がされております。シルバー人材センターに登録している会員にとっては、仕事を通して生きがいや趣味、余暇を楽しむ親睦やボランティアとしての要素もあり、コミュニケーションの場にもなっております。

しかし、登録する会員数が全国、岐阜県とも右肩下がりに減少しています。当町が平成20年に立ち上げたシルバー人材センターの平成25年の会員数は105人でしたが、ことし10月末の会員数は76人と減少しております。その背景には、定年延長や再雇用で働く期間が伸びたということが影響し、登録者が減少していることも実情でございます。

そこで幾つか質問をさせていただきます。

1 番、担当課長はこの事業をどのように認識をされておりますか。

2. NPO法人化を考えていますか。

3. 労働時間は原則週20時間以内、1カ月10日を超えてはならないという規定がある中、減少している会員の確保をどのように対応されておりますか。特に季節により作業量が極端に増減しますが、その対応も含めてお答えください。

4. 人手不足が顕著な介護や子育て分野への派遣はすぐにでもできるように思いますが、現状はどうなっておりますか。

5. 他町で作業中に高所から落ち、亡くなられたケースがありましたが、当町はその対応はどのように考えていますか。

6. 町からの補助金が昨年度427万円支出されております。町財政が厳しいとき、これを少しでも減少させるためには、シルバー人材センターがひとり立ちすることが望まれます。その対策を具体的に教えてください。

以上、担当課長の御答弁をお願いいたします。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 岩田讓治議員の、急募、シルバー人材センター会員、人材不足、その対応はについての6つの質問について、順次お答えをさせていただきます。

最初に1番目、シルバー人材センター事業の認識についてでございます。

シルバー人材センターは、60歳以上の会員登録した方が多様な職種に就労しながら、生きがいづくりや社会参加、あるいは自身の健康維持に寄与する

ことを目的とするものでございます。

このシルバー人材センターの存在は、退職後の第2の人生を過ごす上で非常に意義のあるものであると私は考えております。社会参加、社会に貢献しているという意識を持つことで健康が保たれ、認知症予防にも役立っております。また、医療費や介護費用の抑制にもつながるもので、町にとってもとても重要であり、センターの持つ役割には大きなものがあると考えております。

続いて、2番目のNPO法人化についてでございます。

当町においては、平成27年6月に岐阜県シルバー人材センター連合会へ加入・登録をしております。

岐阜県下でセンターを法人化している市町村は、21の市については全てでございますが、町村ではわずか6町のみでございます。

法人になれば国庫補助金を受けることができますが、会員数が100名以上、派遣請負延べ人数が年間5,000人以上という基準がございます。また、経理、監査なども適正に行わなければなりません。より専門的な知識等を持った職員が必要となり、町村において法人化が進まないのはこれらのことが背景にあると考えられます。

当町は、100人に達していない現在の会員数をふやすなど、基準をクリアしながら、またセンターの役割と民間業者との仕事のすみ分けをしつつ、自主運営できると判断した場合は、法人化への取り組みを進めていきたいと考えております。

3つ目、労働時間、日数に制限がある中での減少する会員への対応と、季節により増減する仕事量への対応についてでございます。

法律の改正により、週20時間から週40時間まで働くことが可能となりましたが、当センターが会員に提供する業務は、軽易な作業で、臨時的かつ短期的なもので、現在のところ基準を超えて働きたいという希望者の方はいません。

センターの会員数が減少している要因につきましては、議員御指摘のとおり、会社定年後も引き続き雇用する企業が増加してきていることが背景にあると考えます。しかしながら、センターならではの仕事もあると考えており、引き続き広報紙などで活動状況を紹介したり、会員募集拡大に努めてまいり



ます。さらに会員の就労ニーズを調査したり、近年町内に進出した民間企業などに周知PRして新規開拓に努めてまいりたいと考えております。

また、季節により作業量に増減があるとの御指摘でございますが、作業量の少ない時期についても、先ほどと同様、新規進出企業等を含め、新規提供先の開拓に努めてまいりたいと考えております。

続いて、4つ目でございます。

介護や子育て分野への派遣についてでございます。

保育や介護の資格を持った方につきましては、その経験を十分生かしていただくよう、現在も募集はしてございます。

介護分野への対応でございますが、要介護や要支援と認定された方につきましては、介護保険制度のサービスが利用できることとなっております。いわゆる専門資格を持ったプロの方によるものでございます。また、その程度までは達しない方につきましては、社会福祉協議会のヘルパーによる見守りや元気サポーターによるワンコインサービスなどを利用することができます。

この中で、当センターでは介護本来の仕事ではなく、補助的な役割の部分について請け負っております。それは町内の介護施設での食事の配膳や後片づけ、シーツ交換などでございます。これは入所者の身体に直接触れずにできるお仕事で、会員でもそれは作業可能としております。

一方、子育て分野につきましては、保育園内に設置しております子育て支援センターにおいて、保育士による相談支援を実施し、また放課後児童クラブやファミリーサポート事業により、働く保護者の手助けや支援に努めております。

このように介護分野については一部を請け負って作業をしておりますが、全般的に介護や子育て分野につきましては、他の制度やサービスが充実しており、また専門的な知識を持った有資格者による支援が適切だと考えております。今後はセンターの仕事か、あるいは専門機関が務める仕事かを判断しながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、5番目の樹木剪定中の墜落死ということについてでございます。

これは他の町で亡くなられたケースのことでございますが、これは樹木高およそ5メートルの高木での剪定作業であるにもかかわらず、安全ベルトを着用していなかったことが原因であったものでございます。亡くなられたそ

の方は、剪定作業歴も長く、経験豊富な方でしたが、安全ベルトの未着用という初歩的なミス、いわゆる気の緩みが事故につながったと思われます。

当センターでは、高所作業での事故防止のために、事前に現地を下見し、実際の作業方法を確認しております。また、作業に必要な安全保護具の着用を徹底指導し、事故防止に引き続き努めてまいります。なお、もしもの場合に備えて、会員の皆様は傷害保険に加入をしております。

最後に、6つ目の質問、町補助金の削減及びシルバー人材センターのひとり立ちについてでございます。

町からの補助金につきましては、平成27年度に630万円を、平成28年度には427万円を支出いたしました。平成29年度は420万円を予算計上しており、やや減少傾向ではございます。町財政の適正執行を図る観点から、減額に努めてまいりたいと思います。

それにはセンターでの事業の活性化、有益な仕事の獲得に努め、収入増を図ってまいりたいと考えております。

シルバー人材センターは、町直接の出先機関や附属機関ではございませんが、本来自主的に運営されるべきものでございます。町としては早期の法人化へ向けて支援をしてまいりたいと考えております。

以上、岩田譲治議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

7番 どうもありがとうございました。

前向きな御答弁をいただきまして、ほっといたしております。

先ほど課長からは、非常に意義がある事業であるというお言葉をいただきました。よって、今後もこの事業につきましては、町がサポートをし、進めていただけるものだというふうに思っております。

先般、県のシルバー人材センターの大会が岐阜市でございました。参加をさせていただきまして、その熱気といえますか、やる気といえますか、大変、全て60歳以上の方ばかりですけれども、500人以上の方がグランドホテルに集まれまして、いろんな講演会があったり、落語を聞いたり、一日そんなような大会がございました。その雰囲気たるや、本当にすごいものがありま

した。若い人も負けてしまうぐらいじゃないかなあと思うくらいな年寄りの皆さん方の熱気でした。

そして、またよその例を二、三挙げてみますと、たしか岐阜市だと思えますけれども、介護の関係の部署にシルバー人材センターの方が行かれまして、しっかり仕事をされておると。当町も既にそういう仕事はしておるよという御答弁でございましたけれども、こういうところは人材不足ということで、ぜひまだまだニッチな仕事があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、関市では、子供たちのために、おじいちゃん、おばあちゃんが行かれまして、保育園へ。そこで子供たちと一緒に遊ぶというようなことも紹介がございました。

今後とも、いろいろとよその地区のお話も大変参考になるんじゃないかというふうに思います。そういうところもお聞きいただきまして、生かせるものは生かしていただき、安八町のシルバー人材センター、ぜひとも今後とも伸ばしていただきたい、そんなふうに思っております。

答弁は結構でございます。どうもありがとうございました。終わります。

議長 ありがとうございます。

1 番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。

私のほうからは、2点質問をさせていただきます。

まず初めに、新年度予算編成は住民の命と暮らし、福祉・教育優先でについて伺います。

10月に行われた総選挙で、安倍首相は、全世代型社会保障を公約に掲げました。ところが、総選挙が終わった途端に、財務省は、75歳以上の窓口負担を1割から2割にふやすなどの社会保障の負担増や給付減に乗り出しました。さらに、介護制度でも、要支援1、2の認定者を保険から外したのに続いて、今度は要介護1、2の方々まで保険から外して、自治体へ押しつけようとしています。

私たちは、こうした国の社会保障切り捨て、そして自治体への負担の押しつけを絶対に認めることはできません。

こうした中で、今、新年度に臨む予算編成作業が行われていると思えます

が、自治体が地方自治の本旨である住民の命と暮らしを守るという役割と使命が問われていると思います。

そこで伺います。

1. 予算編成は、あくまで住民の命と暮らし、福祉・教育の施策を優先して編成すべきと考えていますが、どのような基本姿勢で臨まれますか。

2. 人口減少対策として、子育て支援や定住支援対策が重要と考えますが、どのような対策をお考えですか。

2番目に、国民健康保険の県単位化について伺います。

平成30年度から国保の県単位化がスタートします。国保の運営に県も加わり、県が医療給付費などの見込みを立てて市町村ごとの国保事業納付金の額を決定します。国保の加入者は、無職の年金生活者と被用者、自営業と農業従事者などです。

被用者とは、組合健保や協会けんぽに加入していない派遣労働者やパートなど非正規雇用の人々です。国保の大半は無職、低所得者であり、事業主負担に該当するものがないため、加入者の負担が大きいのが特徴です。

そのため、県単位化になったら一体どうなるのか、保険料が高くなるのではないかといった不安の声が広がっています。

そこで伺いたいのですが、現在、どういった状況なのかお尋ねいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、西松幸子議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

1点目の新年度予算編成に向けての基本姿勢についてでございます。

人々が安心して暮らせるには、国の社会保障制度の堅持が重要であると思いますが、少子・高齢化などにより財源の確保が困難になっているのが現実となっております。

町でもただいま新年度の予算を編成しておりますが、財政状況は町税の低減などにより非常に厳しい状況にあります。

西松幸子議員からは、住民の命と暮らし、福祉・教育の施策を最優先にとの御提言でございます。

ことは、地方自治法施行70周年という節目の年を迎えております。その地方自治法の第1編、総則の第1条の2には、「地方公共団体は、住民の福

社の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれております。これが我々行政にかかわる者の基本的な姿勢になるものであります。絶えず財政全般を俯瞰しながら住民福祉の増進を図れるように日々努力しているところでございます。

教育の関係につきましては、特に施設の整備の関係は小・中学校へのエアコン設置、トイレの洋式化などにより、教育環境は大きく向上したものと考えておりますが、福祉、そして教育とも新たな補助、助成制度の取り入れは現在難しい状況にあると考えております。

限られた財源をいかに有効に活用するか苦慮しておりますが、町の活性化、住みよいまちづくりにつながるような予算編成に取り組みたいと考えております。

2点目の人口減少対策として、子育て支援や定住支援対策が重要と考えているが、どのような対策を考えているかについてでございます。

人口をふやすには、安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要であると思っております。

西松幸子議員が御提言されるとおり、子育て支援、定住支援は最たる施策であると考えております。

子育て支援につきましては、認定こども園の導入に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

定住支援につきましては、新築住宅取得助成の継続実施のほか、ただいま進めておりますが、空き家対策の中で新しい施策が取り入れられないか検討をしております。

その他の人口対策としましては、雇用の場の確保、これが何よりも大切であると思っております。そして、交通利便の向上なども有効であると考えております。

来年3月にはスマートインターチェンジが、また新年度には新たなバス路線の開設が予定をされております。

これらの機能も最大限に活用した施策も積極的に展開してまいりたいと考えております。

予算編成中であり、具体的には申し上げられないところもありますが、最

少の費用で最大の効果を上げられるよう、創意工夫を凝らし、まちづくりを進めてまいります。

議員各位におかれましても、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 西村幸子議員の2点目の御質問についてお答えさせていただきます。

御質問いただきましたように、平成30年度から国保制度改正として、県が市町村とともに国保の運営を担うこととなります。県が財政運営の主体として安定的な財政運営など主体的な役割を担い、国民健康保険運営の安定化を目指すものでございます。県が統一的な国保運営方針を示し、市町村事務の効率化、標準化、広域化を推進する目的を持っております。

平成30年度からの県単位化によりまして、県から市町村に納付金額が示されます。これは市町村ごとに医療費などをもとに算出されるものでございまして、市町村は県から示された納付金額を納めることができるよう各市町村ごとに保険料率を決定し、被保険者の皆様に保険料を賦課させていただきます。そして皆様からいただいた保険料は、納付金として県に納めることとなります。この納付金額につきましては、現在、県において試算を行っております。制度改正によって、市町村の保険料が急激に上がることがないように、激変緩和措置として国から県へ公費投入がされることとなっております。市町村では、納付金の算定方法や、先ほどの激変緩和について県と現在協議しているところでございます。

町が県に納める納付金の今後のスケジュールとしましては、来年1月下旬をめどに県から市町村ごとの納付金額が示される予定です。そのため、現時点で来年度以降の保険料見込みは不明でございます。

町では国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様との協議の中で保険料率を決定しております。保険料率につきましては、先ほど申し上げたように、安八町の納付金に必要総額や財政基金などの状況を考慮しながら運営協議会の中で委員の皆様と保険料率を決定してまいります。

なお、住民の方への影響でございますが、保険料の通知については、現在と変わらず5月に仮算定、7月に本算定として世帯主様に発送いたします。

また、制度が開始された平成30年4月以降も国保の加入、脱退や保険証発

行などの資格手続、療養費などの給付手続は今までどおり町が窓口となります。

そのほかの疾病予防対策として、特定健診など健診事業も引き続き町で御案内、実施してまいります。

国保制度への御理解、御協力を皆様をお願いをしていきます。

以上、西松議員の2点目の回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 西松幸子議員。

1 番 ありがとうございます。

財政状況が大変厳しい状況ではありますが、住民の命と暮らしのために予算編成に当たっていただきたいと思います。

国保のほうですが、県単位化になって保険料が急激に上がることがないように激変緩和措置がとられるようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

国民健康保険法第44条では、加入者に特別な理由があつて、医療機関に一部負担金を支払うことが困難な場合は、免除、減額、猶予する制度があります。この制度の運用は、保険者である各自治体に任されています。特別な事情の解釈はさまざまで、震災などに限つたり、失業などを含む自治体もあります。こうした自治体の運用は自治体がつくる要綱で決められています。当町では要綱ができているかお尋ねいたします。

議 長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 先ほどの西松幸子議員の御質問について御回答させていただきます。

御質問にありますように、国保法第44条で一部負担金の減免規定が各保険者でできるということになっておりますが、安八町におきましては、一部負担金免除取扱要綱として、平成22年4月に制定しております。

また、内容につきましては、災害、廃業、失業等の理由ということになっております。

以上、回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 西松幸子君。

1 番 ありがとうございます。

要綱ができていますということですので、医療機関に対してこの制度をわかりやすく広報するようお願いしていただきたいと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

議長 続きまして、2番 碓井昭夫君。

2番 ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、私のほうから、安八町内の交通事故対策について御質問をさせていただきます。

ことしも年末を迎え、気ぜわしい季節となりました。

交通事故防止には、国、県、それと各市町村とも歳末事故防止に向けて各種の取り組みがなされております。我が町におきましても、いろいろな取り組みが計画されていることは存じておりますが、最近2年間をちょっと振り返ってみますと、28年は町内で人身事故が何と70件、物損事故に至っては599件という膨大な数字になっております。また、29年度、今でございますけれども、現在までで人身事故が58件、物損事故が533件という多くの事故も発生しています。

特に事故といいますと、交差点の事故が多いわけでございますけれども、人命にかかわるほどの大きな事故も数多く発生をしております。見通しの悪い交差点での事故、もちろん注意するのは当事者本人であることは間違いありませんが、警察とも力を合わせて、行政としてかかわり合うことも必要ではないかと考えております。

私、結地区の北東部に住んでおりますが、新聞でも御存じのように、この春に地域の農道で高校1年生の女子生徒が、通学途中、見通しの悪い交差点で出会い頭に車にはね飛ばされ、意識不明の大事故になりました。幸いにも一命は取りとめました。骨折し、今でも病院通いを続けておられます。

事故を起こせば、加害者も被害者も一瞬にして地獄のどん底にたたき落とされることは明白でございます。加害者は、金銭的にも大きな負担を求められ、この先長く厳しい生活を余儀なくされることと思います。また、被害者に至っては、病院通いの生活でリズムが大幅に狂い、けがと闘いながらの生活が続きます。

交通事故は、私は人災で、決して天災ではないと思います。お互いが思いやりのある気持ちで運転すれば多くの事故は未然に防ぐことができます。

当事者の運転マナーの向上はもちろんですが、行政としても、少しでも事



故を減らすよう自治体を含めて検討していただきたく思います。

執行部として考えがあればお聞かせいただきたく思います。

以上で質問を終わります。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 碓井議員の御質問につきまして回答をさせていただきます。

東結地内で発生いたしました事故につきましては、事故後、大垣警察署主導によりまして、県や町及び地元区長さんといった関係者が立ち会い、交通事故箇所の緊急点検がすぐさま実施されました。

当該交差点の特徴は、南北及び東西道路ともに、朝の通勤、通学の時間帯におきまして、交通渋滞を避け通り抜け車両が集中いたします交差点であり、かつ道路幅員も、前後の交差点と比較いたしまして一番狭い交差点となっております。見通しがきかない交差点でございました。

対策といたしまして、既設設置してございましたカーブミラーの設置位置を変更いたしました。これにより、交差点へ進入する車両等の視認性を高めることができました。

次に、南北道路の外側線について、引き直しの計画を立てております。路肩部分を広くし、道路を狭く見せることで通過車両のスピード抑制を目指すものでございます。

次に、交差点におけます優先関係の明確化を図るため、東西方向に一時停止規制の実施を公安委員会に要望しております。

以上のように、交通渋滞を避け、通り抜け車両が集中する裏通りや通学路などについては、交通規制の見直しや交通安全施設の整備による通過交通の抑制、歩行者と車道を分離するなどの交通事故防止対策を行ってまいります。

さらに、歩行者、自転車の事故防止を図るには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者や自転車の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められております。

このような情勢を踏まえ、人優先の考えのもと、通学路や生活道路等におきまして、歩行者、自転車の安全確保を図る対策といたしまして、平成26年度に発足しました安八町通学路交通安全推進会議によりまして安八町交通安全プログラムを活用するなどして推進してまいります。

また、議員が冒頭で触れられましたように、多くの人身及び物損事故が発生しております。警察の協力を得ながらこれら事故の分析を行い、特定の場所で多く発生している傾向をつかみ、交通事故多発地点及び交通危険箇所を把握し、交通安全施設整備を図ることも必要でございます。

交通安全施策を推進するに当たっては、領域別、年齢段階に応じた交通安全思想の普及徹底を図ること、歩行者や車が安全に通行できる道路施設などの道路交通環境の整備を図ること、交通ルール無視やマナー違反による交通事故を防止するため、道路交通秩序の維持を図ることが重点になるものと考えております。これらの施策を重点として、町及び関係機関、そして地域の住民が緊密に連携強化を図りながら交通安全施策を推進してまいります。

以上、碓井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

安八という小さな町内で、人身、物損を合わせると年間約600件程度の事故があると。非常に驚異的な数字ではないかというふうに思っております。

事故というのは、いろいろ原因があると思えますけれども、行政でできることは行政でやっていただきたい。例えばハード面でいえば、やっぱり道路の整備、それからソフト面でいえば、安全教育だとか交通安全指導教育ということで、ハード面、それからソフト面、両面からいろいろ見直しをされて、住民の交通事故防止のために頑張っていただきたいと思えます。

そういうことで、今後もいろいろと皆様方に御足労かけますけれども、1件でも2件でも交通事故が減るような形の中で取り組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長 それでは、5番 小川文雄君。

5番 ただいま発言のお許しをいただきましたので、私からは、もう一度考えられたいごみの処理と題しまして質問をさせていただきます。

先々月ぐらいただと思えますが、フリーパトロール事業のことに关しまして執行部の皆さんに御質問をさせていただきました。パトロール隊を組んでごみ拾いを精力的におやりになっておるということでございました。

たまたま先月の終わりごろだったと思えますが、そのパトロール隊の皆さ

んが、農道を軽トラでお掃除をしていただいております。たまたまそれを拝見しまして、ああっ、やっぱり精力的に頑張っておやっただいておるんだなあということで思っておりましたが、反面、心ない人が、ポイとしなければこんな事業もなかったのかなあというような思いで、少し寂しい思いをしておりました。

そういったところ、たまたま先月、11月の月末だったと思いますが、ある地域において、この地区の詳しい話は利害関係があると残念なことになりますので控えさせていただきますが、ある地区において、その地区のいわゆるごみステーション、ごみ集積場ですが、そこへ他の市町の住民の方がごみを置いておかれたという出来事があったとお聞きしました。現場を目的された方が、すわ一大事ということで警察署に通報されて、当然警察官が現場に駆けつけたということでございます。

こういったケース、ごみの不法投棄にはならないということで、その場は終わったそうでございますが、地元の区長さんやら区民の皆さんからしてみれば、何とも釈然としない極めて不愉快な出来事であったのではないかと思います。

今さら私が申し上げるまでもなく、一般廃棄物、いわゆる家庭から出るごみでございますが、このごみの減量や処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは昭和45年に公布されたものでございますけれども、その法律によって、各市町村が必要な措置をとるということに定められております。しかし、その全ての業務を市町村が行うというのは極めて煩雑で厳しいということもあり、集積場の設置やその維持管理、またはその周辺の清掃などについては、各地区の協力を得て、それぞれの地区の裁量で行っていただいているのが現状だと認識しております。

ただ、今回のような出来事が起きますと、その対応について、改めて考え直さなければならないのではないかと思います。トラブルの原因となるのは、何も今回のように町外からのごみの持ち込みだけではございません。ほかの地区からの持ち込みや不燃物混在のごみの持ち込みなど、いろんなことが想定されますが、その処理の方法全てを各地区の判断に委ねるというわけにはいかないのではないのでしょうか。当然、町の的確な判断と区に対する適切な助言が必要となります。そして何よりもその対応が地区によって違いがあっ

ては住民サービスの点で不公平さが残ると思います。この際、改めて町としての対応方針を示す必要があるのではないかとと思いますが、いかがなものでしょうか。また、ごみの問題の根本的な解消は法的手段に頼るには限界があります。究極的には人、一人一人のモラルに頼るよりほかありません。

そこで、いま一度住民の皆さんのごみ処理に対する意識の向上とモラルの向上を図っていただく必要があるのではないのでしょうか。

ごみ問題につきましては、今さら何をという感は否めないのですが、コミュニケーションが脆弱になりつつある昨今、モラルの低下が危惧されます。お互い不愉快な思いをすることだけは避けたいと思います。笑顔あふれるまちづくり、それには、安全・安心、加えてアメニティー、いわゆる快適な環境づくり、とりわけごみ問題はその一つの重大な課題だと思えます。

ごみ問題について、いま一度考え直してみたいはいかがなものでしょうか。

以上、町として今後どのように対応をしていただけるのか、住民環境課長さんにお尋ねをいたします。誠意ある御解答を期待しまして、質問を終わります。

議 長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 小川議員の御質問、もう一度考えられたいごみの処理についてお答えさせていただきます。

御質問にいただきましたように、法律により国及び地方公共団体に一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるように努めるという規定がされております。

また、同様に適正処理の確保のために、意識啓発に努めるようにとも規定されておりまして、また住民の方につきましては、分別、保管をしていただきまして、町の収集、運搬、処分に協力をお願いする規定もございます。

町では、一般廃棄物処理計画を定めて、廃棄物の品目ごとに処理計画を立てております。皆様には、ごみ収集計画として、毎年3月に1年分の可燃物を初めまして、缶・金物類、瓶・ペットボトル、また不燃・粗大ごみ等の収集日のお知らせするカレンダーを作成し、代表的な品目ごとに分類を掲載しております。

ごみ収集につきましては、住民の皆様や地区の御協力によりまして、今現在、効率的にできております。可燃物を例に挙げますと、ごみを出すときに

は、町の指定ごみ袋を購入していただきまして、記名して火曜日・金曜日に地区集積場まで出していただいております。集積場におきましては、地区によって鍵当番や当番制で立っていただくなど、区長様、地区役員の皆様、廃棄物減量化推進員さんを初め住民の方お一人お一人の協力をいただいております。

町では、地区の御協力に対しまして、ごみ減量化推進に地域ぐるみで御協力いただくことで、ごみ減量化推進協力金を地区にお支払いし、地区でのごみ減量など廃棄物処理に役立てていただいております。そのほかに、リサイクル奨励金として、アルミ缶や段ボールなど、資源として地区の集団収集に対してお支払いもしております。

また、地区でごみ集積場を設置していただくことに対しましては、設置補助金として経費の一部を補助しております。

ごみを出すに当たっては、これからも町のお願事項、地区でのルールを守っていただくよう皆様をお願いをしております。

過去には収集した可燃ごみにまじったライターかスプレー缶でございましたが、発火しまして車両火災につながるようなおそれもございました。それについては広報紙でお知らせしてお願いをいたしました。ごみ収集計画に、ごみの出し方を掲載しておりますが、分別収集に御協力いただけるようにしていきます。

また、区長会や廃棄物減量化推進員さんの研修等を通じまして、当町の廃棄物の現状を御説明し、また御要望いただいております剪定ごみの処理受け付け、小型家電の受け付け、また今年度には布団処理の受け付けなど、皆様の御要望にお応えしながら効率的で効果的な廃棄物処理を進め、広報紙などで住民の皆様への広報活動を行い、御協力いただけるように町も努力いたします。行政と住民、事業者と循環型社会の構築をしていきたいと考えております。

以上、小川議員の御質問への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいまは具体的で非常に詳しい御説明をいただき、ありがとうございます。

この問題につきましては、先ほどの御答弁にありましたように、剪定木の収集処理、あるいは布団の収集処理、そういったものを直営でおやりになっておるということに関しましては、非常に適切に管理されておるというのが報告にございました。人気も非常に高い事業でございます。感謝をしておりますが、本来、一般ごみ処理も直営でやるのが本来の業務であります。そこまで手が回らないということで、先ほど私も申し上げましたように、各地区にお願いをして処理をしておるということでございますけれども、その地区によって、いろんな考え方もございましょうし、それによって住民サービスが非常に偏ると。偏るといってはおかしいですけど、不公平が出るというようなことは絶対に避けていただきたいなというふうに思いますし、これは法的に幾らぎゅうぎゅう絞めても、究極的には人、一人一人のモラルの問題に収束するといえますか、結論はそうなってしまいますので、そこらあたりも含めて啓蒙活動を非常に盛んにするとか、時代のトレンドが変わってきておりますので、昭和45年にできた法律が、そのまま今、改正は23年までぐらいの改正があったというふうに承知しておりますが、法律は法律で、そのトレンドに合わせてやられております。やっぱり町の処理計画もそのトレンドに合ったように逐次見直していただくということが大事ではないかなあというふうに思います。

それと、お願いをされております区長さん方のやはり意識も、考え方も、ばらばらではないかなと思いますので、これは一遍原点に戻って、こういう問題はどうしようというようなことで、いま一度考え直すといえますか、認識を新たにさせていただくというような機会も設けていただけると非常にいいのかなあというふうに思います。何か小学生じみたような話でございますが、私も含めて、このごみに関しては、いま一度足元を見直して、心を見直していきたいなというふうに思っておりますので、ぜひぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

答弁は要りませんので、目に見える形で御活動をやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。よろしくお

願います。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開いたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、報告をいたします。

安八町議会議長 大平文雄様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年12月5日火曜日、午前11時15分から。

2. 出席者、委員全員と議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回に引き続き、従来からの懸案事項であります委員会傍聴の件について協議しました。

まず、9月議会で提案のありました、庁舎1・2階ロビーのテレビで委員会傍聴を実施する場合の見積もりの結果として、審議状況を映像で配信するための費用は、1回のリース料が約3万円で、年間24万円ほど必要です。

また、議会事務局長より、先月17日に開催された、西南濃管内の議会事務局職員研修会で、当町が議題に上げた、各町での委員会傍聴の実施状況についての説明がありました。同管内の町議会での委員会傍聴の取り扱いについては、各町とも委員会条例で、「委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」と規定されておりました。

申し出があれば、どの町でも、委員長の許可を得た方が傍聴可能となっておりますが、現時点では、各町とも議員以外の町民等からの申し出はないとのことでした。

今後は、ほかの傍聴方法も模索しながら、今回新たに懸案事項となった委

員会傍聴のルールもあわせて調査・研究することになりました。

4. 少数意見の留保はございませんでした。

その他、なし。以上でございます。

議長 スマートインターチェンジ建設促進特別委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告をいたします。

今回、本委員会に付託された事件はありませんでしたが、スマートインターチェンジの完成間近ということで、協議、また報告、審査事項について、来年3月に供用開始予定のスマートインターチェンジについて、次のとおり審査報告が行われましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、平成29年12月5日火曜日、午後1時30分から。

出席者は委員全員、そして関係執行部全員であります。

協議及び報告事項に移ります。

最初に1として、スマートインターチェンジ案内標識について。

名神高速道路の本線に設置予定の安八スマートインターチェンジの案内標識を初め、スマートインターチェンジ付近や、安八町内における案内標識、瑞穂市や大垣市墨俣町からの広域からの案内標識の設置予定箇所の説明を受けました。

2番目に、ラウンドアバウト交差点について。

県道間アクセス道路として、南部中央道との交差点の交通安全施設として、信号方式ではなく、ラウンドアバウト交差点整備事業についての説明を受けました。

3番目につきまして、(仮称)スマートインターチェンジ記念公園について。

旧県道安八平田線と県道間アクセス道路の交差点南側に、今回のスマートインターチェンジ建設のために御寄附をいただいた皆様の銘板を作成し、設置・披露する目的として、(仮称)安八スマートインターチェンジ記念公園を整備する計画の説明を受けました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、もう完成間近になっております現場視察として、



来年3月完成予定のスマートインターチェンジを視察いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

議長 民生文教常任委員長 小川文雄君。

5番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

日時、29年12月8日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）並びに議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無はなしでございます。

その他としまして、執行部より、11月26日（日曜日）に行われました今年度第2回の布団回収の実績報告がございました。回収量は1,039枚、申請者は274名、1世帯当たり平均3.8枚の持ち込みがあったとのことでした。また、前回5月の実績としては、回収量は1,154枚、申請者は247名で、今回申請者が約1割ふえましたが、回収量は若干、1割程度でございますが、減少したという報告がございました。

現地視察としまして、ハートピア安八のプラネタリウムを視察しました。平成15年3月の開館以来、使用してきましたプラネタリウムですが、部品等の経年劣化による老朽化で同設備を今年度予算で更新導入する予定であります。今回更新する機種の様や時期等の説明を受けました。

また、同じハートピア安八内の歴史民俗資料館で、10月25日（水曜日）から12月10日（日曜日）まで開催されています第27回企画展、名誉町民、比叡山延暦寺・第255世、天台座主「渡邊恵進展」も視察をまいりました。

以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

7 番 総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成29年12月11日月曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）について審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はございませんでした。

その他といたしまして、先ほどラウンドアバウト交差点について報告がありましたが、委員より、ラウンドアバウト交差点を含む道路環境整備について、来年3月の安八スマートインターチェンジの開通に間に合うのか、現在の進捗状況・見込みについての質疑がありました。

そこで執行部より、明後日、12月13日に入札が行われる予定です。工程的に厳しい部分がありますが、3月の開通に間に合うような対策をとっていきたい旨の説明がありました。

現地視察といたしまして、3カ所視察を行いました。そして施工方法等について説明を受けました。

最初に、大森地区内の大江川遊水池のしゅんせつ工事現場。

2つ目が、現在、西結地内で進めております歴史の道周辺整備事業におけるにぎわい広場の整備事業の進捗状況。

3番目でございます。中地内で工業誘致をいたしました、株式会社カワイのすぐ東側道路の舗装工事の現場でございます。

以上、当委員会の報告を終わらせていただきます。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

---

議 長 日程第4、議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する  
条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決します。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第55号 道路改良工事の請負契約についてを議題とします。  
提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、議第55号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

日程表の7ページをお願いいたします。

議第55号 道路改良工事の請負契約について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年12月15日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、県道間アクセス道交差点（南部中央道）整備工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、8,154万円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町大森441番地、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内正明。

この工事は、来年3月に安八スマートインターチェンジが供用開始を迎えるに当たり、県道間アクセス道路の最終仕上げ整備と交通量の増加が見込まれるため、地域の安心・安全に寄与する目的として、南部中央道と交差する部分をラウンドアバウト交差点に改良するものでございます。工事請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

これをもって平成29年第4回安八町議会定例会を閉会します。

議会全員協議会を1時半からにさせていただきます。ちょっと時間がございますが、1時半ということでよろしくお願いいたします。では、お疲れさまでした。

(閉会時間 午前11時33分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月15日

議 長            大 平 文 雄

議 員            小 川 文 雄

議 員            岩 田 讓 治